

令和2年2月定例会 総括審査会

高野 光二議員



委員	高野光二
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	令和2年2月
審査会開催日	令和2年3月17日(火)

高野光二委員

今定例会の総括審査会において質問の機会を得たため、今回の議会で話題となったり特に問題となった点について重点的に質問する。

特に、最近非常に関心が高い新型コロナウイルス感染症関係についても、県にも経済対策をしてほしいとの思いを含め、後段において質問する。

まず初めに、福島イノベーション・コースト構想についてである。

いよいよ今年の春、福島イノベーション・コースト構想の中心的な拠点である福島ロボットテストフィールドが南相馬市に全面開所する。様々な報道等がありながら、地元の南相馬市や県全体において福島イノベーション・コースト構想や福島ロボットテストフィールドの位置づけが浸透していないのが実態である。この施設は大変将来性があるため、県内一円の企業や団体等が積極的に活用することで経済発展につなげていくことが必要である。

そこで知事は、福島ロボットテストフィールドを核としたロボット関連産業振興にどう取り組んでいくのか。

知事

本県の産業復興を力強く成し遂げるためには、この拠点を核として最先端の企業や研究者を呼び込むとともに、県内の企業等の幅広い参画を得ながらその効果を全县に波及させ、ロボット関連産業の振興を図ることが極めて重要である。このため、国の研究機関等との連携協定の締結や空飛ぶクルマの試験施設としてのPR等により、最先端の実証試験や企業を誘致するとともに、県内企業等の関連産業への参入や取引拡大を図るため、研究開発への助成や技術支援、マッチング活動等に取り組んできた。

今後はこれらの取組を一層加速させ、施設に集う県内外の企業等が緊密に結びつき、メイドイン福島の革新的なロボット技術や製品が生み出されるよう、ロボット関連産業の振興にしっかり取り組んでいく。

高野光二委員

私もイノベーション・コースト構想のフォーラムに参加したが、冒頭では知事から空飛ぶクルマなどの話を含めた挨拶があった。まさにこの空飛ぶクルマ、あるいはドローンから空飛ぶクルマへと発展していく夢のある時代に、本県の浜通りにロボットテストフィールドが立地し運用されるという身近にある将来性にいち早く視点を向けた知事からの挨拶だと思っている。

空飛ぶクルマの実現は近い将来に必ずある。知事への再質問はあまりないと先輩議員からの指導があるが、施設を積極的にPRし国内や世界の方に使ってもらおうよう再度知事の思いを聞く。

知事

空飛ぶクルマの実現には数多くの高度な試験飛行の実施が必要となるが、福島ロボットテストフィールドは政府のロードマップにおいて唯一試験飛行拠点に位置づけられ、現在複数の入居者が準備を進めている。

引き続き、この施設の優位性を積極的にPRし試験の誘致を図るほか、研究開発への助成や実証試験の支援等に積極的に取り組んでいく。

高野光二委員

実際に人が乗り、飛ぶためには国土交通省の耐空証明など法的な面を含め様々なハードルがあるが、今後に期待する。また、知事から思いが述べられたとおり、福島ロボットテストフィールドをPR願う。

次に、ロボットテストフィールドの知名度の向上についてである。

テストフィールドという名前は、何となくテストする場所とのイメージであるため、皆が親しみ将来の子供たちも喜んで使えるような愛称が必要と考えている。

そこで、福島ロボットテストフィールドの知名度向上と施設の利活用を促進するため愛称をつけることについて、県の考えを聞く。

商工労働部長

平成28年の立地決定以降、福島ロボットテストフィールドという施設名称を用いて利活用の促進を図っており、これまで約160件の実証試験や2万人を超える来訪者があるなど、主たる利用者である企業や研究者に名称が定着しつつある。また、略称であるロボテスの名称は報道や地元菓子店の商品名で用いられるなど、愛称の一つとして使用され始めている。

今後は、ロゴマークや昨年作成したエンブレムも活用し、親近感や知名度を高め利活用の促進に一層努めていく。

高野光二委員

ロボットテストフィールドを短くしたロボテスが愛称に代わる名称とのことで、それも非常によいと思うが、利用してもらう第一歩として名前を公募する作業も必要と考えている。

そこで、愛称を募集する考えはあるか。

商工労働部長

委員指摘のとおり、ロボットテストフィールドの知名度を上げ、企業はもちろん県民に愛着を持ってもらうことが大切な視点である。

一方で、ロボテスと福島市間における路線バスの運行開始や、ロボテスの名称を使い菓子を作る地元菓子店の動きもあるため、そうした点を踏まえて様々な観点で周知を図っていくことが必要と考えている。

高野光二委員

ぜひ親しまれる施設をつくり上げるよう願う。

最後に、商工労働部長は県職員として長年勤め間もなく退職となるが、退職を迎えての思いと第二の人生で社会貢献することへの思いを聞く。

商工労働部長

県職員としての長い期間に、採用時に起きた8.5水害をはじめ、東日本大震災、今年の台風災害、まさに今進めている新型コロナウイルス感染症対策など様々な困難な課題に携わった。公務員としてそうした業務に携わったことは、語弊があるかもしれないが大変光栄であり、ありがたかった。

今後はこうした業務を生かし、一県民となっても復興を進め、福島の産業を支え振興させていきたい。

高野光二委員

精いっぱい頑張るようお願い、長年勤めたことに心から感謝を述べ敬意を表したい。

次に、福島空港の利活用について質問する。

これまで福島空港の利活用はなかなか思わしくないとの状況であった。チャーター便の利用客は多かったが、今回の新型コロナウイルス感染症によりバタッと止まってしまった。福島空港は首都圏から距離が近く、羽田空港や成田空港など

都心の空港を補完する第三の空港として整備されたが、なかなか利活用が伸びない。

こうした中、カルロス・ゴーン氏により認知度が高まったビジネスジェット機の人気が高まっている。アメリカでは2万機のビジネスジェット機が飛んでいると言われる一方、日本には関西空港、岡山空港、そしてビジネスジェット機を製造しているホンダの一部にしか駐機場がないため僅か40機しかない。

ビジネスジェット機の駐機場を整備すればニーズが高まると考えるため、福島空港にビジネスジェット機を誘致すべきと思うが、県の考えを聞く。

観光交流局長

福島空港ではこれまでもビジネスジェット機の利用が可能であり、近年は国内外から年間10数機程度のビジネスジェット機を受け入れている。

先月開催した福島空港に関する有識者会議においても、福島空港の利用促進策の一つとしてビジネスジェット機の誘致が上がり、現状でもさらに利用可能な状況にあるため、首都圏に隣接している優位性等をアピールしながら、ビジネスジェット機誘致による福島空港の利用促進にも取り組んでいく。

高野光二委員

ビジネスジェット機の空港利用料はほとんどかからない、あるいは機体が小さいため徴収しても大きな額にならないとの事情があるが、整備会社を誘致して駐機場を整備することで福島空港が活性化し地域経済に結びつく点もあると考えている。

ビジネスジェット機は離着陸のみならず県で駐機場を整備することは無理であるため、ノウハウを持つ民間企業を誘致し駐機場整備につなげるという観点からのビジネスジェット機の誘致について考えはあるか。

観光交流局長

福島空港は平成5年に県民空港として開港して以来、最大で国内7路線、海外2路線の定期便が就航し、利用者数が75万人に達した年もあった。県民に福島空港を利用してもらい、国内外を問わず各地と福島を直接結ぶ空の玄関口として機能することが最も重要である。

引き続き、定期路線の維持と拡大に全力を挙げて取り組むとともに、現行施設を有効活用しビジネスジェット機の誘致にも取り組んでいく。

高野光二委員

ビジネスジェット機にこだわるわけではないが、従来の定期便や新路線の開拓、チャーター便等のほか新しいニーズに応えていく努力が必要である。

福島空港の利用度を高め、使い勝手のよい空港として皆に喜んでもらえるよう、そうした観点でも検討願う。

次に、県民の安全・安心の確保の観点で質問する。

減災、防災、国土強靱化対策については国の重要政策の中にあり国が積極的に進め、県もそれに沿った様々な施策を進めている。今回の災害も含め、住民の安全・安心、いかに命を守るかとの視点が大変重要になってきた。

そこで、県は災害に強い県づくりに向けてどう取り組んでいくのか。

危機管理部長

県はこれまで国土強靱化地域計画に基づき、公共インフラの整備や防災教育などの取組を推進してきた。

今後とも台風第19号等に関する検証委員会等における議論も踏まえながら、災害の恐ろしさを伝える動画を新たに作成し広く県民に発信するとともに、河川の堤防かさ上げや補強に取り組むなど、災害に強い県づくりに向けた施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携し総合的に推進していく。

高野光二委員

ぜひ県民の安全・安心につながる施策を進めるようよろしく願う。

危機管理部長は2年を残し今回で退職であるが、県職員として長年勤めた思いと、新たな職責への思いを聞く。

危機管理部長

最後に危機管理部長として昨年の台風第19号を経験し、教訓を2つ得た。

1つは、県と市町村が共に全力で災害対応に取り組んだが、結果的に32名が死亡したため、対応に何が足りなかったかを検証していかねばならないことである。

もう1つは、台風災害に当たり災害対策本部の職員、各部局や出先機関の職員を含め多くの職員に昼夜を問わず真剣に対応してもらったが、今になって振り返るともっと事前に準備できる部分があったのではないかとということである。

職員研修や訓練、装備品の充実や関係機関との一層の連携など、もう一段レベルアップした災害対応を行うためにどうすればよいか現在も職員と議論しており、その点を踏まえ今後職員にしっかり対応してもらいたい。

高野光二委員

最後の思いを聞かせてもらい、また質問するのは大変つらい。

平成30年7月の豪雨により甚大かつ人的な被害を受けたことで国の方針により洪水や土砂災害に関する情報を5段階の警戒レベル相当情報として整理し伝えることとなった。例えば、河川の水位情報で氾濫警戒情報は警戒レベル3相当の情報であり、高齢者を含め自ら避難を決断する際の参考にすべき情報である。

そこで県は、5段階の警戒レベル相当情報の活用について、どのように周知啓発を図っていくのか。

危機管理部長

警戒レベル相当情報は、気象情報、河川の水位情報や土砂災害に関する情報を5段階で整理したものであり、市町村が避難勧告等を発令する前から住民が自ら避難行動を判断するための参考となるものである。

大規模災害が全国的に続いている中、自らの命を自ら守る自助の取組が求められており、国や市町村と連携し各種研修会等において情報を周知していく。

高野光二委員

避難させる際に防災士を活用し、地域の防災力を向上させることが課題である。

本県では毎年100人ずつ5年間で500人の防災士を育成した経過があり、現在2,625人の防災士がいると言われているが、災害時のスムーズな避難や避難所での対応等に2,625人の防災士をどう活用するかである。

そこで県は、防災士を活用した地域防災力の向上にどう取り組んでいくのか。

危機管理部長

防災士は地域の様々な場面において、防災に関する専門的な知識や技能を生かした活躍が期待される。そのため、県内の防災士の2割に当たる500人余りを県で養成するとともに、福島県防災士会と締結した災害時応援協定に基づき、地域に密着した地区防災計画の策定や総合防災訓練の実施に協力を得ている。

引き続き市町村と連携し、防災士を活用した地域防災力の向上に取り組んでいく。

高野光二委員

現在2,625人の防災士がいるが、実際に連携できる防災士は場合によって1人など僅かであると聞く。せっかく育成した防災士をいかに活用できるかが大きな課題であるため、これだけいる人材の活用方法に力を入れ十分対応願う。

また、県においても防災士を育成する事業に取り組むよう願うが、考えを聞く。

危機管理部長

現在県内には2,600人ほどの防災士がいるが、活動していないわけではない。先般の台風災害においても様々な形で防災士が活動したと聞いているが、あまりPRされず見えない部分があるため、県の防災士会と協力しながら防災士の活躍を広く周知していきたい。

また、県では過去5年間で500名ほど防災士を養成し、その後現在まで年間約200名ずつ着実に増えているので、数を増やすよりも活用との観点で取り組んでいく。

高野光二委員

次は、豪雨時におけるダムの事前放流についてである。

昨年10月の台風第19号等では本県においても大変な被害を受けた。何百年に1回起きるか起きないかの大雨と言われているが、さきの異常気象の中では毎年のように発生すると予測されていることからそれを含めた対策が求められている。

ダムには目的によって様々な利用形態があるが、水位の調整による減災が何件か立証され脚光を浴びた。

そこで、県管理治水ダムにおいて事前放流を実施していくべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

県管理治水ダムについては、台風第19号等による被災を踏まえ洪水調節機能の強化が求められていることから、放流ゲートを備えたダムにおいて次の出水期に暫定的な事前放流ができるよう検討していく。

高野光二委員

県管理のダムは様々あり事前放流できる体制としていくと答弁があったが、現実問題として事前放流により水位を下げる調整機能が求められている。

そこで、県管理の治水ダムにおいて実効性のある事前放流を実施するためにどう取り組んでいくのか。

土木部長

実効性のある事前放流を実施するためには、豪雨発生時等の緊急時にゲートの操作を確実に行うことが重要である。

ゲートの開閉などダムの操作はダム操作規則に基づき行うため、今後は操作規則の変更や事前の操作訓練など、適切かつ効果的に事前放流できるよう検討していく。

高野光二委員

大雨時の水位調整によって減災できると実証されているため、ぜひ迅速に実行するよう願う。

次に、河川の整備についてである。

私の地元では、過去に県の補助事業で堤防整備の予定があったものの一部で築堤されていない箇所があり、昨年台風第19号により背後地の水田や堰などが大きな被害を受けた。

そこで県は、台風第19号などによる被害を踏まえ、県管理河川における堤防の未整備箇所をどう整備していくのか。

土木部長

堤防が未整備となっている箇所については、台風第19号等による被害を踏まえ、必要性が高まった箇所では新たに整備に着手するとともに、既に着手している箇所では進捗を早めるなど、早期に堤防の整備が進むよう取り組んでいく。

高野光二委員

土木事務所へ行き私の地元の災害箇所を点検したが、災害査定の対象に入っていない箇所があった。地元の理解を得られず過去に国の補助事業が流れた箇所は県の査定に入っていないと担当から聞いたが、再び同様の災害が起きることもあるため再度その事業を復活させるよう対策願う。

そこで、再び国と折衝し河川整備を行っていくべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

過去の用地取得の経緯等により、河川事業を休止している箇所については承知している。昨年10月の台風第19号による被害を踏まえ、必要性が高まった箇所については市町村と連携しながら今後の進め方を検討していく。

また、国に対して事業の規模により交付金等を要望するなど、必要な予算の確保にも努めていく。

高野光二委員

私の地元の例を挙げたが、このような箇所はほかにも多くあると思うため、一度棚上げになった事業を整備するようよろしく願う。

次に農業用ダムの防災機能の向上についてである。

県内には、国内有数の貯水量を誇る田子倉ダムや奥只見ダムをはじめとする多くのダムが設置されている。治水発電、水道、農業用水、工業用水、さらには観光など様々な目的で造られている。

このような洪水調整機能を持たない利水ダムについても、災害発生を想定し防災機能を強化する方針を国が打ち出した。このうち農業用ダムについては、特に農閑期に空き容量を活用することで防災機能を発揮し、下流の安全確保のために大変重要な可能性があると考えている。

そこで県は、洪水時における農業用ダムの防災機能の向上に、どう取り組んでいくのか。

農林水産部長

昨年の台風第19号等を踏まえ、南相馬市の高の倉ダム、横川ダムについて、県、市及び農業者の代表である土地改良区を構成員とし、南相馬市農業用ダム等利水検討会を設置した。

今後、営農に支障がない範囲で防災機能の向上に向け、ダムの貯水や洪水時の操作手法などダム管理の在り方について検討していく。

高野光二委員

国はダムの治水機能を生かすことに視点を置き、ダムの利活用方法を生かしながら協定を結ぶことで治水能力を発揮するとしているため、治水協定を結び生かすことが大切である。

そこで、効果を上げるための周知と生かし方について聞く。

農林水産部長

二級水系のダムにおける治水協定については、国のダムの洪水調整機能の強化の基本方針の中で、一級水系における治水協定を踏まえて対応するとされている。

まずは、さきに述べた利水検討会の中でどのような場合に事前放流するかという判断基準を設定し運用していくよう考えている。

その上で治水協定については、市町村や利水者である土地改良区と意見を調整し、河川管理者と協議していく。

高野光二委員

次に、医師確保計画について聞く。

県はこれまで県立医科大学医学部の入学定員の増加、修学資金制度の拡充、浜通りをはじめ県内一円の医療機関に県立医科大学の医師を派遣してきた。130人定員のうち100人ほどの医師を輩出しているため、県内の医師不足はいずれは解消されると考えている。

医師確保計画では、達成すべき医師数に合わせて目標時期が示されており、より具体的な医師不足の解消を図ることが期待されている。

そこで、医師確保計画における目標及び時期の設定について聞く。

保健福祉部長

医師確保計画における目標時期については、全国順位の低位3分の1を脱するために必要となる医師数を令和5年度までに確保できるよう計画を策定している。

計画策定後はこれまでの取組に加え、関係機関からの意見や、国の施策等を踏まえ、新たな医師確保のための取組を進めていく。

高野光二委員

令和5年度までに配置するとの計画であるため、各病院が要望する医師を派遣できるとの解釈でよいか。

保健福祉部長

現在、県立医科大学では医療協力として医師を県内の公的医療機関に派遣している状況にある。

卒業した医師は全体的な調整の上で希望する診療科や診療場所を決めるため、卒業した医師が県内にとどまり勤務するかについては、現時点ではっきり述べることができない。

県としては少しでも多くの医師に県内にとどまってもらい、県内の医師が少しでも早く充足するよう考えていく。

高野光二委員

答弁が難しいと思うため要望とするが、採算の合いにくい小児科や産婦人科の専門医が大変不足しているため、そうした医師確保についても努力願う。

次に、実践能力の高い看護師の養成について聞く。

毎年ではないがほぼ要望に応えられる程度の看護師が輩出され、一定数を満たすと報告があった。看護師の勤務先として高齢者施設や病院まで外出できない者への訪問診療などがニーズとして高まってくるため、より質が高く専門的な知識と技術を持ち時代に合った看護師の養成が求められる。

そこで県は、在宅医療の充実に向け、実践能力の高い看護師の養成にどう取り組んでいくのか。

保健福祉部長

看護師の養成については、在宅看護の実践力の向上を図るための研修や、患者の状態を見極め適切な対応ができるよう、人工呼吸器の管理など特定の医療行為を行うことができる看護師を養成する特定行為研修の支援に取り組んできた。

今後は、指定研修機関と連携し、特定行為研修制度の普及啓発を目的とした関係者向け講習会を開催し受講者の増加を図るなど、実践力の高い看護師の養成に努めていく。

高野光二委員

医師と看護師については大体目標どおり進んでいるようだが、次に質問する介護人材の育成については、必要に応じた人材の派遣が課題である。

介護労働安定センターが実施した平成30年度介護労働実態調査によると、介護人材不足を感じている事業所の割合は6割を超えており、人材が欲しいがなかなか来てもらえないとの実態である。介護人材の育成が最大の課題であるが、これまでの議会で何度も議論され様々な手当など実施されているにも関わらず実現しない。

そこで県は、介護人材の定着促進にどう取り組んでいくのか。

保健福祉部長

介護人材の定着を図るためには、職員の勤労意欲を高めることが重要であるため、キャリアパス制度など理解促進のための研修や、専門家派遣による職場環境の改善支援等の取組を進めている。

さらに新年度は、経験年数が5～10年の職員を対象に表彰制度を創設するほか、働きやすい職場づくりのための事業者向け相談会を開催するなど、今後とも介護職員がやりがいと誇りを持ち働き続けられるよう取り組んでいく。

高野光二委員

現場では若い職員ほど長続きせず早くに離職する例が多いと言われている。

特に若い職員がやりがいを持ち、どのように育て職場に定着させるか施策を講じることも大切であるが、考えがあれば聞く。

保健福祉部長

早い時期から若者が介護という職を理解し、そこに向かい進むとの動機づけが必要であるため、現在、中高生を対象に職場体験等を実施している。

委員指摘のとおり、介護職を選択した若者が考えていた職場等と状況が違うこともあるため、重労働ではなく働きやすい職場環境とするなど職場の意識改革と、直接介護される者と接する業務である点にやりがいを持てるよう働く者の意識改革を考えて対応していく。

高野光二委員

言葉でやりがいと言うのは簡単であるが、実際は大変難しい。高齢者と一緒に暮らさない核家族では高齢者との接点を持つことが難しいため、頑張ってもらいたい。

次に、経済にも大きく影響する感染症対策について質問する。

新型コロナウイルス感染症は全国的に拡大し、県内においても2人目の陽性患者が出た。

感染症対策における県民の窓口である保健所の果たす役割が大変大きいと思うが、具体的にどう感染症対策をしている

かが見えにくい。

そこで保健所は、新型コロナウイルス感染症対策にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

保健所では、予防対策の啓発を行うとともに帰国者・接触者相談センターとして丁寧に相談に応じ、感染の疑いのある者を確実に専門外来につなぎ患者の早期発見に努めている。また、患者の発生時には、接触歴や行動歴の調査、濃厚接触者の把握と健康管理の実施など感染拡大防止に努めることとしており、県民に身近な専門保健機関として医療機関等と連携しながら感染症対策に取り組んでいる。

高野光二委員

新聞報道による本県における2人目の陽性患者は、エジプト旅行から帰った3月2日に下痢し、9日に発熱したが検査機関で検査を受けたのは13日である。発熱してから検査を受けるまで4日間あり、下痢の症状からは10日以上も経過している。

現在はある程度マニュアルに沿わないと検査せず、迅速に検査し発見する必要があると思うが、どうか。

保健福祉部長

検査体制は拡充しているが、検査までの間はまず帰国者・接触者相談センターに相談願いたい。今回のケースについても、エジプト旅行者やクルーズ船などで発症しているとの情報がある中においては、自分の健康状態をすぐに相談願いたかった案件である。

帰国者・接触者相談センターでは、感染防止及び感染拡大防止の専門的知識を持つ保健師を中心とした感染症チームが医師である保健所長の下で医療機関と連携し必要な対応と判断をしているため、不安なことがあれば信頼して相談願いたい。本人の状況などを確認し、必要な医療機関につなぎ検査等の判断をする。

高野光二委員

陽性と仮定するとなかなか一般の交通機関では行きにくいいため、どのように指定医療機関に行くか甚だ疑問であるが、マニュアルがあるとの理解でよいか。

保健福祉部長

帰国者・接触者相談センターや指定医療機関に行く際、保健所では陽性であれば絶対に公共交通機関を使わないよう要請している。その場合の手段としては、県や中核市が委託した感染症患者専用の移送車で迎えに行き移送することとなる。

今後拡大した場合の軽症者については、ほかの人と接触しないよう自分の車で行くことが考えられる。

最後段階では救急車の方法も考えねばならないが、救急車はほかの医療でも使うため、現在は感染者専用の移送車により行動している。

高野光二委員

次に、水環境の保全について聞く。

昨年6月に単独処理浄化槽の転換促進を目的とする浄化槽法が改正され、県は権限の一部を住民により身近な市町村に委譲するため、今定例会でも福島県浄化槽法施行条例の一部改正案が提出されている。

単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂の雑排水は処理されずそのまま川に流されるため合併処理浄化槽と比べ8倍も水を汚すことから、平成13年4月以降は単独処理浄化槽は設置されていない。

そこで県は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進にどう取り組んでいくのか。

生活環境部長

単独処理浄化槽の転換については、これまで設置者に対し市町村が行う補助と併せ既設浄化槽の撤去費や合併処理浄化槽の設置費の一部補助などで支援してきた。

新年度からは、転換に伴い必要となる宅地内の配管工事費を補助対象とするとともに、市町村と連携し補助制度や水環境保全の重要性等に関する広報を強化するなど、さらなる転換促進に取り組んでいく。

高野光二委員

この問題は常任委員会でも話題になっており、詳細に説明があったようだ。

これまでの単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際の30万円の補助に加え、宅内工事についても同額を補助すると聞いたが、新しく設置するためには有効な手段であるため、転換促進するよう願う。

一番問題と思われるのは、独り暮らし高齢者や合併処理浄化槽にリフォームできない高齢者の家庭について、いかに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へと移行させていくかである。

所管の範囲で構わないため、転換しにくい家庭を支援する施策があれば聞く。

生活環境部長

これまでの既設浄化槽の撤去費や合併処理浄化槽の設置費の補助に加え、来年度からは宅地内の配管工事費を補助対象とすることで個人負担の軽減を一層図り、合併処理浄化槽の設置を支援していく。

高野光二委員

最後の質問は原子力損害賠償についてである。同じ会派の橋本徹議員も一般質問の中でこの問題を取り上げたが、私も浜通り出身であり被災地のこうした問題に直面しているため質問する。

東京電力は、被害者に対して被害がある限り最後まで寄り添うとの姿勢で臨んでいるが、実際に支払われている賠償はそうではない。県は被害が続く実情を十分把握しながら東京電力に対し被害がある限り賠償を求めていくとの強い姿勢で当たるべきである。

そこで、事業者への賠償について被害者への丁寧な対応と確実な賠償を行うよう東京電力に強く求めるべきだと思うが、県の考えを聞く。

原子力損害対策担当理事

事業者への賠償については、これまで市町村や関係団体等への聞き取りや県の問合せ窓口での相談対応等を通して実態を把握しながら、東京電力に対し被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、原発事故による損害の範囲を幅広く捉え被害の実態に見合った賠償を確実にを行うよう繰り返し求めてきた。

引き続き、原子力損害対策協議会の活動などあらゆる機会を通し、被害者の立場に立ち的確に賠償されるよう取り組んでいく。

高野光二委員

改めて国会の事故調査委員会の報告書を読み実感したが、これは自然災害の事故ではなく起こるべくして起きた人災による事故とのことである。県の働きでかなりよい賠償を得たことも理解しているが、賠償は加害者と被害者の関係だけではないことを十分捉え東京電力に強く求めていくべきである。

最後の質問として、このたび退職する原子力損害対策担当理事に思いを聞く。

原子力損害対策担当理事

原発事故から9年が経過し10年目に入った中、原子力災害は依然として本県に大きな影響を及ぼしており、事業者の損害については原発事故と因果関係のある減収分が賠償されることは当然である。東京電力は原子力災害の原因者として自覚を持ち被害者の様々な思いを真摯に受け止め、事業の再建につながる賠償に向けて責任を持ち誠実に対応すべきである。

県としては、引き続き被害や賠償の実態等を十分把握し、東京電力に対し実情を踏まえ柔軟に賠償するよう強く求めていく。

私は昭和60年に採用され、昭和、平成、令和と3年号にかけて、大好きな本県のために働くことができ大変光栄である。市町村合併等、震災後は市町村財政や危機管理センターの立ち上げ等にも関わらせてもらい大変感謝している。

震災後、特に改めて好きになった歌が、県民の歌である。「明るいふるさと」、「豊かなふるさと」、「楽しいふるさと」、最後は「こころあわせ つち音絶やさずに ああ福島県」という歌で、震災が起きた際に改めてよい歌だと思った。

本県は原発災害以降、復旧・復興、台風、地方創生など様々な課題があるが、後輩の職員は皆心を一つにして課題に立

ち向かい、福島県の底力を見せてほしい。

高野光二委員

これで終わる。